明　文　ス　第　５　２　６　号
２０２６年（令和８年）５月１２日

明石市長　丸谷　聡子
（公印省略　文化・スポーツ室歴史文化財担当）

制限付一般競争入札の実施について

制限付一般競争入札（郵便方式）を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び明石市契約規則（平成５年規則第１０号）第５条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

１　対象業務
（１）業務名称　埋蔵文化財包蔵地除草等業務委託
（２）業務場所　明石市内各所
（３）業務概要　埋蔵文化財包蔵地除草等　一式
（４）業務期限　契約締結日の翌日から２０２７年1月３１日

２　入札参加要件（参加者は、次の全ての要件に該当していること。）
（１）明石市入札参加資格者名簿（建設工事）に「造園工事」で登録されていること、または明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス）にサービス「草木管理」で登録されていること。
（２）明石市内の本店で登録をしている者（市内業者）であること。
（３）適正な業務責任者を配置できること。（資格及び専任は求めません）
（４）明石市契約規則第３条の規定に該当しないこと。
（５）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。
（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
（７）　明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
（８）公告日において納期限が到来している明石市税を開札日の前日までに完納していること。
（９）開札日の前日において、国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を完納していること。また、落札者となった場合は、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。
（10）仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。

３　設計図書のダウンロード
（１）　期間
２０２６年（令和８年）５月１２日（火）からダウンロード可能
（２）　方法
上記期間内に明石市ホームページより設計図書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、市民生活局文化・スポーツ室歴史文化財担当にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡（０７８－９１８－５６２９）のうえ、ＣＤ－Ｒ等の記録媒体（ＵＳＢメモリは不可）を持参してください。

4　設計図書等に対する質問及び回答

（1）　設計図書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリにより市民生活局文化･スポーツ室歴史文化財担当へ設計図書等に関する質問書（指定様式）を提出してください。

２０２６年5月１２日（火）から２０２６年5月１９日（火）午後１時まで

（FAX　０７８－９１８－５６３３　明石市市民生活局文化･スポーツ室歴史文化財担当制限付一般競争入札契約担当者　宛）

（2）　質問に対する回答

２０２６年5月２０日（水）午後１時から明石市ホームページにおいて公表します。

5　入札参加申込み

（1）参加を希望する者は、次に掲げる書類を角２封筒等のＡ４サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名シール（指定様式）を貼り付けてください。

ア　制限付一般競争入札参加申請書（指定様式）

イ　入札書（指定様式）

ウ　業務費内訳書

エ　配置予定業務責任者の雇用関係を証する書類（写）

（2）　封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア　２０２６年5月２０日（水）午後１時に、明石市ホームページに設計図書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。

イ　市民生活局文化・スポーツ室歴史文化財担当への郵便物の必着期限は、２０２６年5月２７日（水）です。この必着期限を過ぎて到着したものは受理しません。

また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到着しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

ウ　郵便物提出日中に、ファクシミリにより市民生活局文化・スポーツ室歴史文化財担当へ一般競争入札参加確認書（指定様式）を送付してください。

（ＦＡＸ　０７８－９１８－５６３３　明石市市民生活局文化・スポーツ室歴史文化財担当制限付一般競争入札契約担当者　宛）

6　開札日時及び場所

（1）　日時

２０２６年（令和８年）５月２８日（木）午前１１時

（2）場所

明石市役所　分庁舎５階会議室

7　入札保証金

免除

8　契約保証金

契約金額の１０分の１以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第２５条に該当する場合は免除等を行う場合がある。

9　消費税の取扱い

入札金額は、契約希望金額の１１０分の１００で記載してください（税抜で記載）。

契約締結に際しては、契約予定者の入札金額に１０％を加算した額で契約を行います。

なお、１円未満の端数は、この金額において切り捨てます。

１０　支払条件

前金払　　無　　部分払　　無

１１　予定価格（税抜）

９０９，０９１円

※予定価格を超える金額で入札を行った場合は、無効となります。

１２　変動型最低制限価格の設定

有（財務室契約担当の設定方法を準用し、最低価格入札者から有効な下位５者の入札金額の平均の８５％未満の入札者は失格とする。）

１３　暴力団排除に関する誓約書の提出について（契約締結時の注意事項）

「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第５条第１項の規定により、契約金額が２００万円を超える場合には、落札決定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第２第８項第８号アの規定により、指名停止措置（３か月）を行います。

１４　契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ「入札コーナー」において閲覧することができます。

１５　入札に関する条件

（１）　入札書が指定の日時までに到着していること。
（２）　入札者が同一事項について２通以上した入札でないこと。
（３）　入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。
（４）　入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。
（５）　談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

１６　無効とする入札

（１）　入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札
（２）　虚偽の申請により資格を得た者の行った入札
（３）　入札に関する条件に違反した入札

１７　入札結果及び契約について

（１）　開札の場所においては、一旦全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。
（２）　資格審査については、最低価格入札者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で落札者を決定します。
（３）　入札結果は、２０２６年（令和８年）５月２９日（金）から明石市ホームページにて掲載します。

１８　その他

（１）　明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成２２年条例第４号）に定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。

（２）　この業務の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ「入札コーナー」掲載の登録業者一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。

（３）　提出書類等に不備がある場合は無効となるので、この業務の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内を確認した上で申し込んでください。

（４）　適正な技術者等の配置が条件となっている場合には、この入札における契約締結時に適正な技術者等の配置が必要となります。適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。

（５）　入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。

（６）　最低価格入札者であっても、変動型最低制限価格制度又は資格審査において必ずしも落札者とならない場合があります。

　この場合において、入札等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

（７）　明石市内に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主が入札に参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する住所地を開札日当日に確認することがありますので、ご留意ください。

（８）　その他入札及び契約に関する事項については、財務室契約担当の規定等を準用します。